

鶴ヶ島市ロケーションサービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、撮影等事業者に対し、市内における映画等の撮影等を支援する事業（以下「ロケーションサービス事業」という。）を実施することにより、市の知名度の向上、地域の活性化、市民の郷土愛の醸成等を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 映画等 映画、テレビ番組、コマーシャル、出版物等をいう。
- (2) 撮影等 撮影、セットの設営及び撤退をいう。
- (3) 撮影等事業者 撮影等を行う者又は撮影等に関し必要な権限を有している者をいう。
- (4) 施設等管理者 撮影施設、撮影地等を管理する権限を有する者をいう。

(支援内容)

第3条 ロケーションサービス事業による支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 撮影場所に関する情報提供
- (2) 施設等管理者との連絡調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか、撮影等に関する各種相談対応

(支援の申請等)

第4条 前条の支援を受けようとする撮影等事業者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の鶴ヶ島市ロケーションサービス事業支援申請書及び様式第2号の鶴ヶ島市ロケーションサービス事業支援に関する誓約書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロケーションサービス事業による支援を承認しないものとする。

- (1) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有しているとき。
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 鶴ヶ島市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）第2条第2号に規定する

暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者と認められる者

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、速やかに当該申請の可否を決定し、様式第3号の鶴ヶ島市ロケーションサービス事業支援承認（不承認）通知書を当該申請者に交付するものとする。

4 前項の規定による支援の承認の交付を受けた者（以下「支援事業者」という。）は、第1号の申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告するものとする。

5 市長は、支援事業者が第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当該支援を直ちに中止することができる。

（完了報告）

第5条 支援事業者は、撮影が終了した場合、速やかに様式第4号の撮影等完了報告書を市長に提出するものとする。

（地域住民への説明）

第6条 撮影等に際して騒音、夜間照明等の地域住民への影響が予測される場合には、施設等管理者と協議の上、事前に地域住民への説明を行うものとする。

（撮影等事業者への協力依頼）

第7条 市長は、支援事業者に対して「鶴ヶ島市ロケーションサービス」（英語表記の場合は、「T s u r u g a s h i m a L o c a t i o n S e r v i c e s」）のクレジットタイトルを映画等の成果物の中に表示するよう協力を求めることができる。

（事故報告）

第8条 支援事業者は、撮影等において事故が発生した場合は、直ちに市長及び施設等管理者に報告するものとする。

（免責）

第9条 市は、支援事業者が制作した映画等の内容について、一切の責任を負わないものとする。

2 支援事業者又は施設等管理者は、撮影等に関連し、損害等が発生した場合であっ

ても、市にその賠償を求めることはできない。

- 3 支援事業者は、ロケーションサービス事業による支援に関連し、撮影等の予定日までに承認が得られない場合、承認を得た後に施設等管理者との連絡調整が不調に終わった場合等により、予定どおりに撮影等ができなかった場合であっても、市に損害の賠償を求めることはできない。

(費用)

第10条 撮影等に要する費用は、全て支援事業者が負担するものとする。

- 2 撮影等を行う場合の撮影施設、撮影地等の使用料等は、支援事業者が負担するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年1月23日から施行する。